

意匠登録に関する契約条項（契約約款第8条の2）の選択について

- 1) 成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について、登録可能な意匠が発生する場合において、
 - ①受注者が、自ら有する登録意匠を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受ける場合は、第8条の2（A）を選択することとし、第8条の2（B）を削除してください。
 - ②受注者が、自ら有する登録意匠を設計に用いて完成した構造物の形状等について意匠登録を受けない場合は、第8条の2（B）を選択することとし、第8条の2（A）を削除してください。
- 2) 成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について、登録可能な意匠が発生しない場合は、第8条の2（A）、第8条の2（B）ともに削除してください。

別紙作成例及び杵築市公式ウェブサイトに掲載している様式（当初契約時に必要な様式）も併せてご参照ください。

意匠登録に関する契約条項 の選択について (契約約款の作成例)

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、第43条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としてはならない。

4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

~~(意匠の実施の承諾等)~~

~~第8条の2(A) 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償~~

~~で承諾するものとする。~~

~~2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。~~

~~第8条の2 (B) 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。~~

~~2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。~~

（調査職員）

第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1） 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

（2） この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（3） この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

（4） 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。